

事務連絡  
令和3年5月24日

健康保険組合  
国家公務員共済組合  
地方公務員共済組合  
日本私立学校振興・共済事業団  
全国土木建築国民健康保険組合 御中

厚生労働省保険局  
保 険 課  
国民健康保険課

#### 令和2年度後期高齢者支援金の加算・減算制度に係る報告方法等について

後期高齢者支援金の加算・減算制度については、「後期高齢者支援金の加算・減算制度の実施について」（令和2年4月1日付け保発0401第8号厚生労働省保険局長通知）により実施することとしています。

令和2年度の加算・減算制度に係る制度対象の保険者（健康保険組合、共済組合及び全国土木建築国民健康保険組合）の取組実績の報告方法について下記のとおりお示ししますので、ご了知の上、ご対応いただきますようお願いいたします。

#### 記

##### 1. 令和2年度の加算・減算制度に係る取組実績の報告方法について

###### (1) 集計の考え方について

平成30年度以降の後期高齢者支援金に係る加算・減算制度の適用に当たっては、加算については保険者の特定健診・保健指導の実施率により算出し、減算については保険者の取組の総合評価により算出することとなります。

具体的には、令和2年度分の後期高齢者支援金に係る加算・減算については令和元年度における特定健診・保健指導の実施率及び令和2年度における特定健診・保健指導以外の取組項目の実績により算出します。なお、令和元年度分の特定健診・保健指導の実施率については、新型コロナウイルス感染症による

影響を踏まえ実施状況等を補正して算定することとしており、補正後の特定健診等実施率については、6月上旬に公表する予定です。

## (2) 具体的な集計方法について

### ①特定健診・保健指導の実施率

- ・ 保険者は、特定健診・保健指導の実施状況について省令に基づき実施の翌年度の11月1日までに支払基金にファイルを提出することとされております。令和元年度特定健診・保健指導実施率の補正については、国において行いますので、保険者より別途、提出いただく必要はありません。

### ②後発医薬品の使用割合

- ・ 減算に係る総合評価の項目のうち後発医薬品の使用割合については、国においてNDBを活用してレセプト情報より算出を行います。このため、保険者より別途、提出いただく必要はありません。

### ③その他の取組の実施状況

- ・ 上の①・②以外の評価項目については、次のとおり、実施の翌年度に保険者より厚生労働省へ提出いただき、加算・減算の適用に当たっての算出を行います。

#### ア. 健康保険組合

健康保険組合は別途、「データヘルス計画の実績報告、及び期末評価報告について」（平成30年6月28日厚生労働省保険局保険課事務連絡）に基づきデータヘルス計画の実績報告を行うこととされています。

#### イ. 共済組合及び全国土木建築国民健康保険組合

各組合より取組状況を提出していただきます。具体的な方法について、別途、お示しいたします。

- ・ 提出期限は、令和3年6月末日とします。  
※提出期限までに提出することが難しい場合には、事前に下記（照会先）に連絡すること。

## 2. 新型コロナウイルス感染症による影響について

特定健診・保健指導以外の取組項目に該当する事業について、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年4～5月に保健事業が実施できず、それ以外の期間にも実施することが困難な理由がある場合については評価の対象とします。なお、該当する場合、別紙「申出様式」に記載のうえ、厚生労働省保険局保険課へメールにてご提出ください。

(提出先メールアドレス)

[kagensan@mhlw.go.jp](mailto:kagensan@mhlw.go.jp)

(提出期限)

令和3年6月末日

※提出期限までに提出することが難しい場合には、事前に下記(照会先)に連絡すること。

(照会先)

厚生労働省保険局保険課

担当：大山・渡部・清水

TEL：03-3595-2556(直通)

E-mail：[kagensan@mhlw.go.jp](mailto:kagensan@mhlw.go.jp)